
マーケットメイカーの気配に係る店頭売買取引負担金の取扱いに関する「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部改正について

日証協 平16.6.22

本協会では、6月22日の理事会において、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部を改正した。

JASDAQ市場におけるマーケットメイク制度は、平成10年の導入以降、JASDAQマーケットメイクシステムの稼働やセントラルリーブオーダーブック方式の導入などにより、流動性の確保が図られ、ほぼ順調に定着してきているところである。

また、創設を予定している(株)ジャスダック証券取引所においては、マーケットメイク制度をその中核としており、同取引所の創設に先立って、マーケットメイカーに対するインセンティブを付与することにより、マーケットメイカー数及びマーケットメイク銘柄数の増加を図る観点から、本協会規則に基づき、マーケットメイカーが提示する気配に対する顧客からの注文に応じてシステム売買を行う場合には、当該マーケットメイカーのシステム売買に係る手数料(店頭売買取引負担金)の徴収を適用除外とするよう、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)について、所要の見直しを図るものである。

本規則改正は、平成16年7月1日以後の売買(同年8月請求分)から適用する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

マーケットメイカーの気配に係る店頭売買取引負担金の取扱いに関する「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部改正について

平成 16 年 6 月 28 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

JASDAQ 市場におけるマーケットメイク制度は、平成 10 年の導入以降、JASDAQ マーケットメイクシステムの稼働やセントラルリープオーダーブック方式の導入などにより、流動性の確保が図られ、ほぼ順調に定着してきているところであるが、今後、マーケットメイク制度を一層推進し、市場の活性化を図るためには、マーケットメイカー数やマーケットメイク銘柄数を増加させることが必要となる。

現在、本協会においては、マーケットメイク銘柄について円滑な売買機会を確保するため、マーケットメイカーに対し、気配を提示し、当該気配に対する顧客注文に応じる義務を課しているところであるが、当該義務を履行する場合であっても、徴収率に差異はあるものの、非マーケットメイカーと同様、その売買金額に応じて売買手数料を徴収している。

今般、創設を予定している(株)ジャスダック証券取引所においては、マーケットメイク制度をその中核としていることから、同取引所の創設に先立って、マーケットメイカーに対するインセンティブを付与することにより、マーケットメイカー数及びマーケットメイク銘柄数の増加を図る観点から、本協会規則に基づき、マーケットメイカーが提示する気配に対する顧客からの注文に応じてシステム売買を行う場合には、当該マーケットメイカーのシステム売買に係る手数料(店頭売買取引負担金)の徴収を適用除外とするよう、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の一部改正

- ・ マーケットメイカーが、JASDAQ マーケットメイクシステムを通じて、マーケットメイク銘柄について提示した気配での売買を義務として行う場合に限り、当該売買に係る気配を提示したマーケットメイカーに対する店頭売買取引負担金を徴収しないこととする。(第 11 条第 2 項新設)

3. 施行の時期

平成 16 年 7 月 1 日以後の売買(同年 8 月請求分)から適用する。

以 上

「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の
一部改正について

平成16年6月28日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(店頭売買取引負担金)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p><u>2 前項に規定する店頭売買取引のうち、マーケットメイカーが第2条第2号に規定する義務を履行するためにJASDAQマーケットメイクシステムを通じて行うマーケットメイク銘柄の売買については、前項本文の規定を適用しない。</u></p> <p>付 則</p> <p>この改正は、平成16年7月1日から施行し、同日以後の売買から適用する。</p>	<p>(店頭売買取引負担金)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>(新 設)</p>